

医療費控除には『医療費控除の明細書』の添付が必要です

医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません
ただし、医療費の領収書は5年間の保存が必要です。

確定申告指導会場で『医療費控除の明細書』の記入はできません。
ご自宅でご記入の上、同会場にご持参ください。

医療費控除の明細書の記載例

一定の条件を満たした「医療費のお知らせ」がある場合、記入を簡略化できます。〔医療費控除のお知らせ〕は医療費控除の明細書と共に税務署に提出します。

医療費控除のお知らせを元に記入			
(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額	
円 Ⓛ	円 Ⓛ	円 Ⓛ	円 Ⓛ

「医療費のお知らせ」に記載がない医療費を、「医療を受けた人」及び「病院・薬局」ごとに、1年分の金額を合計して記入(「医療費のお知らせ」を使わずに、すべての医療費をこちらに記入することも可能)

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
青色太郎	□□病院	✓診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	9,400円
リ	JR、○○バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ✓その他の医療費	1,560円
リ	△△薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ✓医薬品購入 □その他の医療費	700円
青色花子	XX診療所	✓診療・治療 □介護保険サービス ✓医薬品購入 □その他の医療費	4,400円

※「医療費のお知らせ」が届く時期については、勤務先またはお住まいの市町村にご確認ください。

※会員の方には、前月号に「医療費控除の明細書」を同封しています。
記載例を参考にご自身で明細書を作成しても差し支えありません。

お問い合わせ 国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っています。
1面の案内をご覧の上、ご活用ください。

経理に不安のある方へ 記帳支援事業(公益目的事業)

記帳処理サービス

ぱっちり節税
とっても安心

毎月の伝票確認から決算申告まで、専属の担当者が付いた完全予約制。だから、安心・便利です。



青色申告特別控除65万円が適用されると、所得税、住民税等の負担が少くなります。

本サービスは、節税効果の高い「青色申告特別控除」の適用を受けるために必要な帳簿を作成するサポートサービスです。専属の担当職員が毎月の帳簿作成から決算・申告までを丁寧にサポート致します。ぜひご利用ください。

税理士関連の方は
税理士にご相談ください

お問い合わせ 事業課 TEL 0465-24-2614(平日9時~17時)

税のカレンダー

○固定資産税

南足柄市: 随時期分の納付期限 1月31日

※国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料及び市県民税・町県民税の納期限等について、お住まいの市町村にご確認ください。

○償却資産(固定資産税)

申告期限 1月31日

○給与支払報告書

提出期限 1月31日

TOPICS ② e-Taxをされる方はマイナンバーカード等のパスワードをお忘れなく

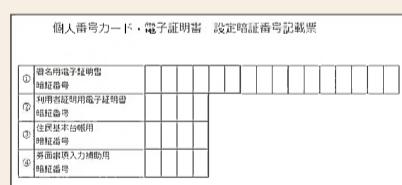
◆ご自身のマイナンバーカードでe-Taxをする際には、カード本体に加え、カード取得時に設定したパスワード(基本的に2種類)が必要です。

1.署名用パスワード

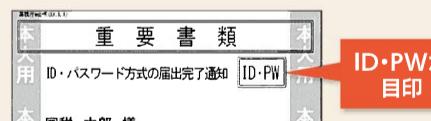
英数字6文字以上16文字以下、かつ、数字とアルファベットが混在しているもの

2.利用者証明用・入力補助用パスワード(数字4桁)

※控え用紙の様式は市区町村によって異なります。



◆ID・パスワード方式をご利用の方は、税務署が発行した「ID・パスワード方式の届出完了通知」(パスワードまで記載されたもの)をご持参ください。



e-Taxによる青色申告特別控除65万円の適用を希望される方へ

◆複式簿記での記帳に加え、決算書まで含めてe-Taxすることによる65万円控除の適用を希望される方は、マイナンバーカード本体と左記の暗証番号等に加え、次のデータ等をご用意ください。

①国税庁HPで作成した決算書データ

青色会館3階「確定申告指導会場」にてe-Taxによる青色申告特別控除65万の適用を希望される方は…

原則、事前に決算書データのお預かりが必要です

決算確認指導会ご参加後、入力サポート会場にて決算書データを作成してお預けください。

なお、ご自身で決算書データが完成できる(事前の内容確認は不要な)方は「決算書データ送信フォーム」のご利用も可能です。なお、USBメモリによる当日のお預かりはできません。

小田原青色 決算書送信フォーム



②上記データの決算書を印刷したもの(控用のみ)

③データ入力の基となった決算書

※減価償却費の計算欄・不動産所得の収入の内訳欄のコピーを添付資料として税務署に提出するため必要です。

主な証明書の問い合わせ先

給与所得の源泉徴収票
届く時期:1月頃

▶ 勤務先

公的年金等の源泉徴収票
届く時期:1月中旬~下旬

▶ 小田原年金事務所 0465-22-1391

個人年金の支払年金額等のお知らせ
届く時期:1月中旬~下旬

▶ 加入先の保険会社

特定口座年間取引報告書
届く時期:1月中旬~下旬

▶ 開設先の証券会社等

確定申告に必要な書類を紛失してしまった場合や、探しても見つからない場合は、各問い合わせ先にご確認ください。

確定申告指導会場で資料が足りない場合、再来場をお願いする場合もございます。4面のチェックリストで事前準備する内容をご確認ください。

生命保険料・地震(損害)保険料
届く時期:前年10月頃

住宅借入金の年末残高証明書
届く時期:前年10月頃

国民年金保険料
届く時期:前年11月頃

小規模企業共済掛金
届く時期:前年12月上旬

国民健康保険料(税)
届く時期:1月月下旬

▶ 加入先の保険会社

▶ 借入先の金融機関

▶ 小田原年金事務所 0465-22-1391

▶ 中小機構 コールセンター 050-5541-7171

▶ お住まいの市町村

会員限定

無料相談

0465 24-2612

フロー
チャートで
チェック!

弁護士の
法律
相談会

10~12時

1月17日金

2月 4日火

2月21日金

3月 4日火

3月21日金

弁護士の
相続
相談会

10~12時

1月15日水

2月19日水

3月19日水

社労士の
年金・
社会保険
相談会

10~12時

1月14日火

2月18日火

3月11日火

不動産コンサルタントの
不動産
相談会

10~12時

1月23日木

2月27日木

3月27日木

経営コンサルタントの
経営
相談会

日時応談

0465-24-2614
まで

ご予約下さい

会
場

納
税
者
セ
ン
タ
ー

青
色
会
館

同一内容のご相談は重ねてできません。
ごめんなさい。